

知的財産及び秘密情報に関する取扱規程

2022年4月12日

サイバーセキュリティイニシアティブジャパン

第1条（目的）

本規程は、サイバーセキュリティイニシアティブジャパン（以下、「当団体」という）の活動に参加するすべての会員所属の役員、従業員のうち、当団体の活動に参加する役員、従業員（以下、「構成員」という）により得られた知的財産に関する取扱い及び当団体の秘密情報（公然と知られていない当団体におけるすべての情報をいい、当団体が構成員又は構成員が所属する法人又は団体その他の第三者に対して秘密保持義務を負うものを含む。）の取り扱いを定めることを目的とする。

第2条（当団体活動の過程における新たな著作等）

1. 構成員が当団体の職務上新たに創作した著作物に係る著作権（著作者人格権を除く）は当団体に帰属する。この場合、構成員は著作者人格権を行使しないものとする。
2. 当団体が著作権を有する著作物にかかる著作権表示は次のとおりとし、構成員はこれに従った著作権表示を行う。
©YYYY CSIJ
3. 構成員が当団体の職務上創作又は考案したアイデア、ノウハウ及びコンセプトは、当団体に帰属する。

第3条（構成員が保有する著作物等）

1. 構成員は、当団体活動において当団体又は他構成員に提示する著作物に自己又は自己が所属する法人又は団体が著作権を保有する著作物が含まれる場合、自己又は自己が所属する法人又は団体の著作権表示を行う。構成員は、第3項に従い他構成員又は他構成員が所属する法人又は団体が著作権を保有する著作物を利用する場合、かかる著作物の当該著作権表示を変更又は削除してはならない。
2. 構成員は、当団体活動において当団体又は他構成員に提案する内容に自己又は自己が所属する法人又は団体が保有する発明、考案、意匠、商標その他の知的財産（著作物を除く）又はアイデア、ノウハウ、コンセプトその他秘密として取扱うべき情報が含まれる場合、かかる提案時においてその旨を明示する。
3. 構成員は、当団体活動に関連して提示を受けた、他構成員又は他構成員が所属する法人又は団体の知的財産を尊重し、これらを当団体活動において利用する場合には、権利者である当該他構成員又は当該構成員が所属する法人又は団体の書面による許諾を事前に得る。

第4条（秘密情報の扱いと秘密表示）

1. 構成員は、秘密情報を取扱うときは、第三者への開示又は不正な使用を行ってはならない。第三者へ開示する場合は、構成員の所属組織であっても当団体との間で秘密保持契約を締結する。
2. 構成員は、当団体活動において作成する書面等（電磁的記録を含む。以下同じ）について、以下の表示例に従い秘密表示を行うものとし、必要に応じて開示範囲、用途、秘密保持期限等の表示を行う。構成員は、それらの書面等を当該表示に従って使用する。

（CSIJ）秘密情報

（CSIJ）CONFIDENTIAL

附則

1. 本規程は、2022年4月12日から施行する。